

2020年3月9日

兵 庫 県

日本労総組合総連合会兵庫県連合会
会 長 福永 明

「新型コロナウイルス感染症対策」 における小中高校等の臨時休校などに関する要請

兵庫県では、県民の生活安定に向け、連日のご奮闘のことと心から敬意を表します。また、新型コロナウイルス感染症については『兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部』を設置され、具体的な対策について関係機関と緊密に連携をはかられ県民の安全を最優先に、感染拡大防止に向けて迅速かつ的確に対応されていることと存じます。

さて、政府は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を2月25日決定しました。そして、その基本方針に基づき、翌26日、経済団体、労働団体への要請行動が実施されました。連合としても、政府の要請を受けるとともに当面する課題について、基本的な考え方を申し上げた次第です。

一方、2月27日、安倍首相は、全国すべての小学校約2万校（約636万人）、中学約1万校（約321万人）、高等学校約4800校（約316万人）、特別支援学校約1100校（約14万人）などに、3月2日から春休みまでの期間、臨時休校とするよう要請する旨、表明されました。

この度の突然の小中高校等の臨時休校を要請するとの表明を受け、子どもや保護者など、生活する者、働く者をはじめ、中小零細企業など、日本全体に混乱が広がっています。また、安倍首相は「国民生活や経済への影響が最小となるような法案を早急に準備する」とも発言されています。

このような状況を踏まえ連合本部は、子どもや保護者の不安を解消するため、子どもの居場所づくりや保護者が安心して働ける環境整備、中小零細企業への支援など、速やかな対応策の策定・実施、実効性に基づく柔軟な対応を日本全体で進めていく必要があると判断し、3月4日、政府に対し『「新型コロナウイルス感染症対策」における小中高校等の臨時休校などに関する緊急要請』〈別紙参照〉を行いました。

連合兵庫としても、連合本部が政府に要請した『緊急要請』に基づき、兵庫県に対し要請するものであります。

つきましては、兵庫県におかれましても『兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部』の対策と併せ、本要請の主旨を踏まえ各自自治体・関係団体との連携のもと適切な対応をお願い申し上げる次第です。

記

I. 子どもの居場所確保や学びの保障などについて

1. 休校する期間などについて、市・町や教育委員会などによる判断を妨げないものとする
こと。
2. 保護者が小学校及び特別支援学校に通う子どもを家庭に置いておくことの不安を解消す
るために、実効性のある策を講じること。
3. 子どもが授業を受けられないことにより、学習に遅れが生じないよう必要かつ柔軟な措
置を講じるとともに、教育課程の修了や卒業の認定、進級や進学に不利益が生じないよう
にすること。また、障がいのある子どもの居場所を確保すること。
4. 子どもの学校の休校や新型コロナウイルスの感染などで開所が困難になる保育所や学童
保育が出るのが予想されることから、予防措置を含めた対策を講じること。
5. 感染防止に関する措置を講じた上でなお施設内感染が発生した場合には、以下の開所者
は免責されることを明確にすること。また、利用者や職員の感染が確認された場合には、
他の利用者の感染検査の速やかな実施体制を確保すること。

なお、個々の対応・対策については、下記のとおりであるが、各自治体・運営主体等において新たな財源および人材確保が必要と想定されることから、兵庫県として必要な支援策を検討すること。

(個々の対応・対策)

- ・学童保育は休所しないことから、希望するすべての小学校の子どもが学童保育を利用できるよう、十分な定員と場所を確保すること。また、放課後児童支援員と人件費を確保するため、特別手当を含め、放課後児童健全育成事業費の増額をはかるなどの対策を講じること。加えて、感染が起きた場合の対策などについて周知徹底するとともに、消毒薬やマスクなどの安定的な供給体制を確保すること。
- ・休所しない幼稚園・保育所・認定こども園について、マスクや消毒液等が不足しないよう対策を講じること。また、通園・通所について、現場で混乱が生じないようガイドラインを示すこと。
- ・図書館や公民館などの社会教育施設については、備品の定期的な消毒や換気、職員・利用者の健康確認や定期的な手洗い・うがい・飲水、職員のマスクの着用等（以下、「感染防止に関する措置」という。）を行い、子どもの居場所として開所すること。
- ・子ども食堂については、給食がなくなることで、メインの食事とならざるを得ない子どももいることから、感染防止に関する措置を行い、開所するようはたらきかけること。

II. 子どもの居場所以外で求められる対応について

1. 医療機関、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、認定こども園、保育所、幼稚園、児童養護施設など社会的養護に係る施設、DVのシェルター、救護施設等（以下、「医療機関等」という。）の開所を継続するために、感染防止に関する措置を徹底すること。また、マスクや消毒薬、防護服等を優先的に供給すること。
2. 感染防止に関する措置を講じた上でなお施設内感染が発生した場合には、開所者は免責されることを明確にすること。また、子どもが感染した場合の対応方針を明確にすること。
3. 医療機関等において職員・利用者の感染が確認された場合や利用していた者の感染が確認された場合の、他の利用者の感染検査の速やかな実施体制を確保すること。

III. 保護者が安心して子育てしながら働き続けられる環境の整備について

1. 教育関連で働く労働者への対応
 - (1) 休校を理由として、有期労働契約の教職員などの安易な雇止めが行われることのないよう、周知と指導を徹底すること。
 - (2) 学校関連の事業で就労する労働者や、学習塾・習い事など子どもの教育等を担う場で就労している者についても、休校および営業の自粛措置が賃金・報酬に影響しないよう必要な支援を行うこと。

IV. 企業などに対する助成措置について

1. 雇用調整助成金が有効に活用されるよう十分な周知を行うとともに、兵庫県としての各種助成制度等の弾力的運用について検討すること。
2. 休校の措置により、やむを得ず保護者である労働者が休業した場合、休業したことを理由として当該労働者を解雇・雇止めや懲戒処分としないよう兵庫県としても経営団体等へ周知・徹底すること。
3. 休校に伴う出勤可能な従業員の急減など事業環境の急変により、事業継続が困難になる中小零細企業に対し、サプライチェーン全体での適正取引、親事業者からの負担の押し付け防止、緊急融資の拡大、返済緩和への対応、親事業者による再開時の取引の継続と優先的発注、相談窓口の拡充など、支援や助成する措置を行うために兵庫県としても関係団体への周知・徹底をはかること。

V. 周知および今後について

1. 上記の各施策について、労働者および使用者に分かりやすく周知するために、各自治体・兵庫労働局、関係団体と連携し対応すること。
2. 保護者が外国人である場合、やさしい日本語・母国語または理解可能な言語を用い、情報の周知を行うとともに相談に対し適切に対応すること。

以上